



※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、
ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。



※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、
ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。





※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。





※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。



製錬場廢止御届

鹿兒島縣川邊郡知覽

右ハ特第四〇九二号銀錠區製錬場明治廿年五月

四〇九一

廿一日福嶺指第一四二號ヲ以テ認引受ケ候凡般

採登第一四號礦區ノ製錬場ト致別製錬場届
ヲ仕候三付特第四〇九二号製錬場タルコトヲ廢止仕候

四〇九二

間此段御届申上候也

四〇九三

明治四十五年三月廿九日

鹿兒島縣日置郡田布施町下拾番戸
鍊業権者官内敬一

福岡鍊山監督署長野田勇殿

碎二ハ水車原動力トシ杵一呎本（杵ハ木件リ）ヲ以テ
乾搗の碎車講ナモナリ而シテ碎磨石ハ第一

搗錬所第二搗錬所ノ分送シ搗錬曰内ニテ收

金スベク混求製錬ヲ行フモノトス其搗錬求來ノフ

鑑尾ハ木末青化收金ノ良績ヲメサルガ故ニ當分之ヲ

堆積貯貯スルモノトス

一製錬所ノスル器械等

碎錬所之部

水車径一大六尺巾一尺四寸一台

杵木杵角三寸長一丈廿本

臼臼半間ミセルモノヲ附属ス

第一搗錬所之部

水車径二丈巾一尺六寸一台

杵木杵角三寸長二十五尺五個宛

臼臼五本每二個宛

第二搗錬所之部

水車径一丈六尺巾一尺四寸一台

杵木杵角三寸長一丈廿五尺四抬本

臼臼五本每二個宛

第三搗錬所之部

水車径一丈六尺巾一尺四寸一台

杵木杵角三寸長一丈廿五尺八抬本

臼臼五本每二個宛

一製錬ノ工程

各杵一本二付一昼夜平均約五百貫目ヲ搗錬ス

一薪炭消費萬石薪炭ヲ用フルコトナシ

一ヶ月製錬取扱見込萬石

但杵百本ヲ常用シ杵一本二付鑄石三貫百トン稼業

日數ヲ廿八日ト計算ス（漢水時等アリ為メ）

一薪炭消費萬石薪炭ヲ用フルコトナシ

一燃滓二対スル処置

一搗錬收金ヲ行ヒタル後鑄尾ハ木末青化收金ノ

試驗佳良ナラス故ニ鑄尾ハ沈殿池ニ導キ之ヲ

收金ヲスベク目下其試驗ヲ怠ラス

成ハ此尾ヲ再搗錬供シテ收金スルコトアリ

一落成定期日

明治四十五年三月廿九日

段御届申上候也
明治四拾五年三月廿八日
鹿兒島縣日置郡田布施村尾上拾番戸
讃美權者 宮内 敬一
監督署長 野田 勇殿

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっています
ので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

(口)

粗礦ノ数量及品位
粗礦一ヶ月採場萬石、一千貫目

此平均百分率

金0・000一八

銀0・000二

(口)

粗礦ノ数量及品位
粗礦一ヶ月採場萬石、一千貫目

此平均百分率

金0・000一八

銀0・000二

(口)

粗礦ノ数量及品位
粗礦一ヶ月採場萬石、一千貫目

此平均百分率

金0・000一八

銀0・000二

(三)

捨石及坑水
捨石ハ坑内充填ヲナシ或ハ捨石堆積場ニ堆積ス

其位置圖示ノ如シ

坑内水ハ全ヶナシ

此地一帶水乏シ坑内不出水絕無ナリ飲料水ヲ

能々運び上ダ買入レル状態ナリ

(三) 通氣、排水及通風ノ方法

通風ハ自然二坑内掘削シ十分ナリ殆ント燈火ヲ

滅滅ス排水ハ全ヶ要セス

漏網ハ手ラシテ竹籠(ダツ)ニテ負ヒ運バシム坑外ハ製

水(水)一ヶ月間ニ於ケル後定期工数

坑夫 賞金人延員

一百廿四人

手子 全 拾六人

一百廿四人

計 全 拾六人

一百四拾八人

右等ハ常二注音ヲ加へ十分ノ支柱留木ヲ加

(二) 錄表

捨石及坑水
ノミナリ此捨石ハセメントナシ

捨石堆積場ニ於ケル青化收金ノ好結果ヲ收ムル能ハス

選石ハ坑内ヨリ出築シテ追加青化收金可致目下研究

中ニ属シ居リ工夫

今般右之通鑑業案改正相定メ候間此

(五)

製鍊ノ方法

別紙系圖ノ通

製鍊場ハ鐵区ヲ距ル約一里半全村大字郡小

字轟ニ在リ

製鍊二要器機、器械

原動力 木製水車四台

水車一台二付角二字長九尺

一ヶ月間ニ於ケル豫定總工數

選鍊夫 實人員二人

延人員百拾六人

當鍊山ノ鍊石ハ未タ青化收金ノ好結果ヲ收ムル能ハス

當鍊尾ハ堆積貯留シテ追加青化收金可致目下研究

中ニ属シ居リ工夫

今般右之通鑑業案改正相定メ候間此

千二百分ノ一

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

- (イ) 主要アルミニウム床ノ位置、名稱、走向、傾斜、幅
面三亘尺モ、如シ而シテ之レヲ製錬ノ状態ヨリ察スル
ニ略示南北二走向ヲナシ西へ傾斜スルコト約四拾度
ヲナス
右ノ如ク一定ノ脉幅ヲ知ルニ難ク其含金鍍帯ノ所
在大、小有同様シ
- (乙) 鑿物種類及品位
金及銀ニシテ金銀ノ割合ハ金銀混合物百匁中金
九拾又八分之七ム
- (丙) 鑿石品位、金石百分中 金0.001 銀0.0002 ナリ
母岩種類及性質
全体硅石以子成レモノニシテ其質頗ル硬ク又製
時中粘ニテ其粘ニニ非常ニ富裕ナル含金ヲナスモ
アリ
- (丁) 採掘順序方法
通氣及ビ運搬ノ用ニ供スル為メ横坑道ヲ開
坑ス
其位直闊一メートル
橫坑延長二拾八間
高五尺
幅三尺
- (エ) 通氣供水及排水ノ方法
自然之水交渉シ十分ナリ又出水ハ全々無
之コド從采場接觸實驗上断定ス
運搬ハ手ワシテ竹籠ヘダツニテ負出サシム
岩石裝備ニガガナアルベキカ坑内通氣ハ甚
ダ佳段ナリ
- (オ) 水瓦斯、鉛石等ニ原因スル操業上危惧ノ有
無及其之豫防方法
右等ノ危険更無之
- (カ) 採掘順序方法
採掘二間スル事項
從采場道甚ダ廣シ其鑿塊鑿床ニシテ
ケテ採掘スルコト體シ含金アル部分ハ常ニ粘
土ヲ伴ヒガ故ニ此粘土ヲ尋ねテ追ヒラナシ或ハ
右ニリ或ハ左走り所々ニ留頭ヲ残シテ採掘場
安生計リ如斯東西南北ハ採掘ヲナスモノナリ
横切開堀落成ノ上ハ其堀道ヨリ採業ス

採礦ノ作業ニシテ採鉱ノ事務ニ属スモノアリ故ニ本項ノ記事ヲ省

キ採鉱ノ項目併記ス

三、採鉱ノ順序方法

（イ）採鉱ノ順序方法

上ノ縦横ニ富羅帶ヲ崩スルヲ設ケ或ハ下リ場ヲナシ又ハ他

ノ各所ヨリ運搬袋ヲ崩スルヲ設ケ或ハ下リ場ヲナシ又ハ他

粗礦ノ数量及品位

（ロ）一ヶ月粗礦採掘量五千貫目
鐵石百分中含石率 金 0.000.8

（ハ）捨石及流水 銀 0.000.1

捨石場ハ各々坑口ノ傍ラ二定ム

坑内水面七ス

通気・排水及通煙ノ方法

自然通氣法二依ル
排水ヲ要セス

手子運搬ニ依ル坑外ニ於ル製錬場迄ノ輸送ハ駄送ニ依ル

（ホ）鐵石數 坑夫一ヶ月百七十六人

手子全一百九十一人 全給人

計一百九十一人 全給人

百七十四人 全給人

百七十六人 實員四人

百七十六人 六人

（ヘ）水、瓦斯、岩石ニ對スル操業上危険ノ有無及其ノ豫防方法

兩替ヲ固持スル為メ難易ナシ

水二閘スル危険ナシ

自然流氣引シク瓦斯發生一危惧ナシ

板ヲ使ヒ支持ヲ加ヘルモトス

（テ）選鉱ニ關する事項

右縦横ノ坑内實測圖ハ明治四十四年度ヨリ別紙之通り

正候尤モ坑道改修等事務間年別ハ以後ノ毎年

分ヨリ可仕候ニ付今ハ之ヲ基本ト可仕坑内開凿出候儀

相許被下度此段屆出候也

明治四十五年三月廿三日

鹿児島縣日置郡田布施村

尾下下谷番戶

鐵石種類五種類、數量及品位

（イ）一ヶ月粗鉱元高五千貫目

粗鉱品位百分率 金 0.000.0

（ロ）鐵石數 製錬二間スル事項

（イ）水、瓦斯、岩石ニ對スル操業上危険性收金ニテ終ル

揚鑛車二台（木杆四抬本曰八個ナリ）實馬力三

青化槽（二個 徑五尺深四尺木製）

鉛箱（一個 徑五尺深四尺木製）

純銀 四抬勿

（ホ）但鑛石品位較ナリタルトキハ此ニ達スルコトアリ

（ヘ）鉛滓及廢水 青化及收金ヲ終リタル鉛滓ハ其ノ常設堆積場堆積シテ散乱セシ

（ミ）ムルコトナン 沈殿池ヲ過ギタル廢水ハ川ニ注クモニニシテ汚濁微ナリ

（ホ）鉛滓四抬勿

（ヘ）鉛滓及廢水 青化及收金ヲ終リタル鉛滓ハ其ノ常設堆積場堆積シテ散乱セシ

（ミ）ムルコトナン 沈殿池ヲ過ギタル廢水ハ川ニ注クモニニシテ汚濁微ナリ

原動機 特許第四〇九号

同所製煉水車一台合本内

通氣ノ方法

坑道ヨリ自然二流通ス

運搬ノ方法

坑内手子ナシト出シシムルヲ便シ坑外ハ水

車両泥アズアル
採礦ハ黒浦ワ盛ニ採用スル作業ニ属スル

ヲ以テ含有量劣ナリト未だ出水ヲ認メス支柱ハ

松丸太ヲ以テ十分ニ加施シ坑内保安ヲ期ス

右之通施業改定候間可相成候也

明治廿七年十月

右鑑業人 宮内 敬一

福岡縣山監督署長 小杉 権三郎殿

割印 福岡縣第一八三號

願之認可ス

明治三十七年十一月九日 小杉 権三郎

福岡縣山監督署長 小杉 権三郎

鉱夫扶助規則改定許可願

特許第弐武零七參号

合併願中

特許第四〇九号

鹿児島縣日置郡田布施村銀礦

右ノ銀山ニ備候スル鉱夫ノ扶助規則ヲ別記ノ通り

改定致候間許可相成度此段相應候也

明治三十八年七月八日
鹿児島縣日置郡田布施村長 治番

福岡縣山監督署長 小杉 権三郎殿

鉱夫扶助規則

第一条 本銀山ニ使役スル鑑夫ニ適用ス

鑑夫自己ノ重大失済ニ因ラズシテ業務上
負傷シ疾病ニ罹リハ死亡シタル時ハ以下各条

ニ依リ鑑夫又ハ其遺族ヲ扶助ス

此規則ハ本銀山ニ使役スル鑑夫ニ適用ス

鑑夫自己ノ重大失済ニ因ラズシテ業務上

負傷シ疾病ニ罹リハ死亡シタル時ハ以下各条

ニ依リ鑑夫又ハ其遺族ヲ扶助ス

第三条 前項第一項に於キ鑑夫診察ヲ受クルコトアル時ハ

其療養費中ハ總額ノ二分之一を費用及治療費

ノ賃給ノ賃給ス

第四条 第二条第一項に於キ鑑夫療養ノ為休業中

ハ其日数ニ相当スル賃金額ノ三分ノ一以上

ヲ給ス

第五条 第二条第一項に於キ鑑夫死亡シタル時ハ其遺

族葬祭費ノ二分之一を金拾円以上及遺族扶

助料ニシテ死亡鑑夫ヲ受ケタル賃金百日分

以上に相当スル金額ヲ給ス

第六条 病者ナリル時ハ扶助料シテ其賃金

ノ百日万円上二相當スル金額ヲ支給ス

第七条 税金ヲ依リテ賃金ヲ定ム合計第二於テハ第一

四条第一項及第二項に於キシタル賃金ハ前

右施行候事

明治三十八年七月一日

特許第四〇九号

明治廿八年鑑業業家選出候處自今左ノ通改正

仕候鹿兒島縣採掘權登記第它四號

鹿兒島縣鹿屋國川邊郡初智村

赤石野町開山

共同組合業權代表者 宮内 敬一

一 鑑床二間スル事項

(イ) 主要鑑床之位置、名稱、走向、傾斜、幅

鑑區ノ全地ニ亘リ地狀詳述ヲセリ其内ニ西峰アリ裂隙

(ロ) 走り類斜及幅一定セサルモノナリ

走り類斜及幅一定セサルモノナリ

金銀混合ニテ存シ鑑石百分比

金八〇、〇〇〇八

鉱石八〇、〇〇〇一

(メ) フローティングノ平均トス

(エ) 母岩之種類及性質

俗ニ砾石母岩ニシテ其質硬シ

二 採鑿及開坑二間スル事項

資料 宮内家文書（抜粹）

採織人 宮内 敬一

採織額 工程
銀織总量五千貫目 約九百卅八立方尺
最低含有高百分率 0.0八

鹿兒島縣薩摩國日置郡田布施村
石塔寺鐘山銀織
老方八千五百七拾坪
特許第貳十七參一
採織人 宮内 敬一

坑夫 延人員 六百人 實人員 二人
手子 全 六百人 全 二人
雜夫 全 六百人 全 二人
計 全 千八百人 全 一人

原動機 特許第四〇九號
銀織武萬六千貫目 約千六百廿五立方尺
最低含有高百分率 銀〇.一

坑夫 延人員 六百人 實人員 二人
手子 全 六百人 全 二人
雜夫 全 六百人 全 二人
計 全 千五百人 全 五人

原動機 特許第四〇九號
銀織武萬六千貫目 約千六百廿五立方尺
最低含有高百分率 銀〇.一

坑夫 延人員 六百人 實人員 二人
手子 全 六百人 全 二人
雜夫 全 六百人 全 二人
計 全 千五百人 全 五人

原動機 特許第四〇九號
銀織武萬六千貫目 約千六百廿五立方尺
最低含有高百分率 銀〇.一

坑夫 延人員 六百人 實人員 二人
手子 全 六百人 全 二人
雜夫 全 六百人 全 二人
計 全 千五百人 全 五人

原動機 特許第四〇九號
銀織武萬六千貫目 約千六百廿五立方尺
最低含有高百分率 銀〇.一

坑夫 延人員 六百人 實人員 二人
手子 全 六百人 全 二人
雜夫 全 六百人 全 二人
計 全 千五百人 全 五人

原動機 特許第四〇九號
銀織武萬六千貫目 約千六百廿五立方尺
最低含有高百分率 銀〇.一

坑夫 延人員 六百人 實人員 二人
手子 全 六百人 全 二人
雜夫 全 六百人 全 二人
計 全 千五百人 全 五人

原動機 特許第四〇九號
銀織武萬六千貫目 約千六百廿五立方尺
最低含有高百分率 銀〇.一

坑夫 延人員 六百人 實人員 二人
手子 全 六百人 全 二人
雜夫 全 六百人 全 二人
計 全 千五百人 全 五人

原動機 特許第四〇九號
銀織武萬六千貫目 約千六百廿五立方尺
最低含有高百分率 銀〇.一

坑夫 延人員 六百人 實人員 二人
手子 全 六百人 全 二人
雜夫 全 六百人 全 二人
計 全 千五百人 全 五人

原動機 特許第四〇九號
銀織武萬六千貫目 約千六百廿五立方尺
最低含有高百分率 銀〇.一

鹿兒島縣薩摩國日置郡田布施村
測ヶ迫鐘山銀織
特許第四〇九號
重萬八千〇五拾坪

明治廿八年銀織施業
福岡縣山監督署長 小杉 檻三郎
割印 福岡縣山監督署第一八一四號
願之趣認可
明治三十七年十二月九日

明治廿八年銀織施業
福岡縣山監督署長 小杉 檻三郎
割印 福岡縣山監督署第一八一五號
願之趣認可
明治三十七年十二月九日

鹿兒島縣薩摩國日置郡田布施村
常珠寺鐘山銀織
特許第四〇九號
明治三十七年十二月九日

鹿児島県立埋蔵文化財センター発掘調査報告書（186）

主要地方道顯娃川辺線（知覧道路）道路改築事業に伴う
埋蔵文化財発掘調査報告書（I）

金山水車（轟製鍊所）跡

発行年月 2016年3月

発 行 鹿児島県立埋蔵文化財センター

〒899-4318

鹿児島県霧島市国分上野原纏文の森2番1号

印 刷 有限会社 国分新生社印刷
〒899-4301 鹿児島県霧島市国分重久 627-1
TEL 0995-45-4880 FAX 0995-45-6979